

【保護具着用管理責任者教育】

＜実施要領＞

(一社)秋田県労働基準協会

1. 講習について

令和6年4月1日から、労働安全衛生規則等の改正により化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。

「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等の方から選任していただくことができますが、選任できないという場合には、厚生労働省の通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を修了した方から選任しなければならないこととされています。この教育は、「保護具着用管理責任者」を養成するための教育です。

2. 日時及び会場

〔日時〕 令和6年7月2日(火)

9時00分～16時20分

会場:協働大町ビル

(8時50分から開講オリエンテーションを行います。)

秋田市大町3丁目2-44

3. 講習科目(※修了試験含で記載)

- (1) 保護具着用管理(0.5H)
- (2) 労働災害の防止に関する知識(1H)
- (3) 保護具に関する知識(3.0H)
- (4) 関係法令(0.5H)
- (5) 保護具の使用方法等(1.0H) (実技講習)

4. 定員 60名(定員になり次第締切ります)

5. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	非会員	会員
受講料(税込み)	11,000円	9,000円
テキスト代(税込み)	2,750円	2,750円
合計(税込み)	13,750円	11,750円

6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は 令和6年6月25日(火) とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店(普)967575
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則(マチダ ヨシノリ)
※振込は関係資料の送付後に行って頂きますようお願いいたします。